

みやぎの福祉の情報紙

福祉みやぎ

特集
P2-4

震災後の地域福祉の展開

～社会福祉協議会が取り組む
生活支援・地域支援について～

▶ P5

「誰もが身近な地域で安心して
いきいきと暮らせる地域づくり」
を目指して
平成23年度経営理念・
経営方針・事業計画

▶ P6-7

平成22年度事業報告・
収支決算

▶ P8-9

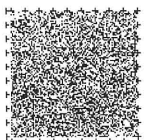
県社協事務局の事業案内

▶ P10-11

施設・事業所・事業の紹介



ここから広がる
ホットコミュニケーション



「仙台七夕」 社会福祉法人みんなの輪小規模地域活動センターつなぎこのメンバーさん
フリーペーパー等を使用した貼り絵の作品です。ポストカードにもしています。

宮城県社会福祉協議会における

復興支援の取り組み

「災害ボランティアセンターの運営から復興支援への転換に向けて」

東日本大震災の発災からおよそ5カ月が経過し、被災地の状況に依り、災害ボランティアセンターの取り組みも仮設住宅等の生活支援等、新たな段階へと移ってきています。

3月11日の発災から5カ月を迎え、被災住民の方々は生活復興への道を一步一步、歩み始めています。宮城県社会福祉協議会においては、県内外の社協およびNPO・NGO等の支援を受けながら、災害ボランティアセンター活動を中心に被災地域の市町村協の支援を行ってきました。

現在、被災住民や避難住民が避難所から仮設住宅や賃貸住宅等への移転が始まり、災害ボランティアセンターの役割も当初の緊急時支援から復興支援の役割に移行しつつあり、第一次補正予算による「生活支援相談員」等の配置がされるなど、被災地域の市町村協が主体となった地域支援に移ろうとしています。

宮城県内の市町村災害ボランティアセンター等の状況

7月11日現在、13の市町にて災害ボランティアセンター等が設置され、現地においてボランティア活動等に関する支援を行っています。災害ボランティアセンターでは発災直後の初期段階における避難所支援を経て、泥出し・片付け等に移行し、復興状況に依り、現在は、仮設住宅への移行、被災住民への生活支援・新たなコミュニケーションづくりの段階となっています。それらの市町において

では「災害ボランティアセンター」という名称から生活支援を担う「復興支援センター」等へ名称を変更しています。しかし、壊滅的な被害を受けた一部の地域については、依然として泥出し・片付け等のニーズが継続しており、今後の支援の方向性についても模索している状況です。

※ボランティア活動者数(7月11日現在) 約30万人(延人数)
※詳しい状況についてはホームページをご覧ください。
<http://msv3151.c.bosai.jp/>

宮城県社会福祉協議会の取り組み

宮城県社会福祉協議会は、協働団体の協力を受け、被災地域の市町村協が主体となった復興活動の支援を行うために、復興支援に向けた組織体制・事業計画の変更、及び被災市町村支援の重点化を推進します。また、引き続き、県内内陸部市町村社協及び全社協、北海道東北、近畿、中国・四国ブロック社協等全国の社協の職員が、沿岸部の市町村災害ボランティアセンターの運営スタッフとして応援に入るための調整を行います。

なお、全国の社会福祉協議会からの応援として、3月18日から7月10日まで約8,600人(延人数)の協力をいただいています。宮城県災害ボランティアセンターは、多様なニーズに対応するため、8月より「宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター」に名称を変更いたしました。

震災後の地域福祉の展開

社会福祉協議会が取り組む生活支援・地域支援について

震災後の地域の復興には様々な人や機関の支援が必要です。地域によって被害状況が異なることから、復興支援は一律ではなく、段階に応じた支援が必要となります。その中で、今後、生活支援期において、社会福祉協議会としてどのような取り組みが必要なのか、宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターを協働運営している災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の桑原英文氏に寄稿いただきました。

震災後の地域福祉の推進には、生活支援相談員、ボランティア・コーディネーター、地域コミュニティの再生を支援する人材による具体的な支援に加え、社会福祉協議会(以下「社協」という。)が様々な支援者との連携の要となつて取り組んでいくことが求められます。

コミュニティの再生、個別の生活支援、支援者間の連携推進などその役割を担うためには、市町村ごと、社協ごとに計画的に取り組む必要があります。

「生活支援期」

これから地域福祉を進めていく上では、被災地の現状、特に生活者の状況や立場に即した生活支援、地域支援活動の展開を重点的に構築する必要があります。具体的には、○応急仮設住宅に入居し慣れない生活をされる方々

一般社団法人コミュニティ・4・チルドレン 代表理事
JPCOM代表

桑原 英文氏

1964年福岡県生まれ。東京農業大学卒業。NGO、兵庫県社会福祉協議会、NPO職員などを経て、2002年に設立したJPCOM (Japan Philippines Community&Communication) で、フィリピンでのしょうがい児の自立支援や農村開発を進めてきた。この取り組みをアジアに広げようと本年6月、アジアの子どもたちが元気で幸せに成長できるコミュニティづくりを応援するコミュニティ・4・チルドレンを設立した。

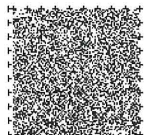
地域生活支援に取り組むための考え方

1. 社協として総合的な取り組みを推進するには

「社協としての復興への思いを、関係者が共有できる計画にする」

今後、社協として取り組まなければならないこと、取り組みたいことを整理し、取り組み時期と優先順位、実現性などについて中核的な役割職員等と計画をつくり出す。

計画づくりとその実行にあたっては、被災住民のニーズを真ん中に据えて、社協事務局、地域の関係者、まちづくり関係者、内外の支援者、行政などと役割分担して取り組みを開始します。社協だけが、被災住民支援を行っているわけではないため、各支





援者をつなぐ仕組みづくりにも取り組む必要があります。

2. 社協が、生活支援・地域支援に取り組みのは

「自治体や各種団体を繋ぎ、生活全体を考えた支援の輪をつくるのが社協」

被災した方々が、できるだけ元の生活に近い形で、安心して暮らせるようになるために行う社協による震災後の地域福祉活動は大変重要です。これまでの災害ボランティアセンターを通じて担ってきた支援活動における社協の役割と機能は、今後さらに重要となり中核的な位置を占めます。

地域の違いはありますが、在宅生活の再開、応急仮設住宅での生活開始、泥出しや片づけなどの生活再建の環境整備の取り組みは、並行・並走していくもので、今後は、重層的、複合的な活動が継続する

と捉えておくことが重要です。社会福祉を推進する協議会としての役割を十分に機能させ計画的にアクションを起こしていきま

す。災害ボランティアセンターについては、いつまでも現在のスタイルで続けるわけではなく、また、安易に閉所せず、被災地内の支援力の回復、経済活動の再開など地域の状況と変化をキャッチしつつ、「〇〇復興支援センター」「〇〇支え合いセンター」「ボランティアセンター」に移行しボランティアな支援を継続して行くことが求められます。

3. 応急仮設住宅の生活支援や、地域の復興支援はどのように関わればよいのか?

「震災後の生活支援、地域支援は、コミュニティワークの延長線上にある」

国の第一次補正で設置が決まった生活支援相談員などの雇用と業務に向けた動きから、今後社協が行う事業は、応急仮設住宅の入居者支援中心と捉えがちですが、応急仮設住宅も「在宅生活」であり、市町村内の住民の福祉ニーズを把握し、必要なサービスを調整し提供することが、社協には求められます。

元の住宅で生活する方、応急仮設住宅の入居者（他の市町村の住宅入居者）への支援は、公的サービス、介護など福祉サービスにとどまるものではありません。つながりの維持、元気づけ、安否確認

などにはボランティア・市民活動の関わりが欠かせません。

今回の第一次補正では、災害ボランティア・コーディネーターの経費が盛り込まれていまずので、生活支援相談員活動とボランティア・コーディネーターの活動は連携・協働しなければなりません。さらに、地域コミュニティの再生を支援する人材に関する経費も盛り込まれているのは、災害支援から復興支援への道筋を検討し、実行していく業務であり、本来の社協職員・専門員の専門性が求められる職務と言えます。

いずれにしても、日頃から地域の各種団体・関係機関とネットワーク化を図り、住民とともに地域の福祉課題に取り組んでいる社協が、災害によって破壊された日常生活や地域の絆を再生し、復興までの長い期間にわたって住民に寄り添うことは、コミュニティワーク実践そのものであり、包括的な支援に社協が取り組むのは社会的使命といえます。

4. 今後のボランティア活動の位置づけ

「多面的、継続的なボランティア活動へ」

東日本大震災発生後、県内のほとんどの社協に災害ボランティアセンターが設置され、地震や津波被害からの回復を支援するボランティア活動が展開されました。これまでは、被害を被った住民の方々の生活再開や再建のために全国の社協、NPO/NGO、企業、個人などのスタッフやボランティア

アなどの不特定多数の支援力を結集して活動してきました。

これまでの目の前の困難に対処する時期から、今後は復興度合いに適切していく時期と変化します。つまり、長い道のりを考え、一番の支え手となる地域の方々を中心としたボランティア活動や住民参加型活動にシフトしていくタイミングがきていると思います。一人ひとりの命、生きがい、つながり、住まい、仕事と収入、学び、まちづくりなど暮らし全体について、住民が集い、考え、支え合う取り組みを生みだしていくような機会を作ってみてはどうでしょうか。

社協やNPOなどのコーディネーター・スタッフが、孤独死や引きこもり防止、コミュニティづくりの目的から、仮設住宅集会所でサロンを開催する、安否確認のため個別訪問を行う、持ち込み企画でボランティアが元気づけのイベントを開催するなどの支援者中心となつて企画実施する活動も必要ですが、住民の皆さんがどうしていきいたいのか、どこを支え後押しすればよいかなど、必要な支援とはどのようなものかを考え、調整する方向転換が必要なのではないでしょうか。震災が起こる前から行っていた、住民一人ひとりの声に耳を傾け、多種多様な多面的に取り組むボランティア活動が求められます。

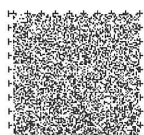
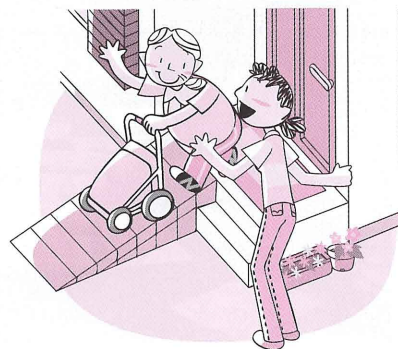
5. 連携・協働体制を形成しながら推進する

「社協が地域生活支援の要となり、支援の連動・連携を図る」

住民の立場に立ち、生活者の視点を重視した被災者支援が最も重要です。ところが、これまでであったように、支援する個人・団体が個々ばらばらに支援をしていたのでは、支援の空白や重複化が起こります。

中長期的支援の中では、自治組織、地縁組織、民生児童委員などの地域支援者、公的支援者としての自治体、医療・保健・法律・警察などの専門的支援者、生活協働組合、青年会議所やNPO/NGO、ボランティアなどの支援者と共に、連携・協働体制を形成しながら推進することが望まれます。支援格差を無くし、知恵と手法などの交換の場を作り、その事務局機能を果たすのは、公共性が高く、地域に根差し、継続性が約束される団体の役割と言えます。

(寄稿)



座談会

社会福祉協議会としての生活支援・地域支援の展開について寄稿いただいた桑原英文氏に加え、同プロジェクト会議の山下弘彦氏、広島県社会福祉協議会の坂原邦彦氏、宮城県社会福祉協議会の高橋賢一の4人が集まり、発災からの活動を振り返ると共に、今回の特集テーマである今後の生活支援・地域支援、そして社会福祉協議会が果たす役割について複数の視点でお話いただきました。

ふりかえり

桑原

壊滅的な被害により、社会福祉協議会の拠点自体がなくなつた所もありました。それでも各地にボランティアセンターが立ち上がったことはすごい事です。だからこそ、支援することの重みを感じ、協働でやらないと乗り越えられないと思いました。

当初、ボランティアセンターの活動の範囲が「泥出し」や「洗浄」というイメージが強かったですね。「泥を見ずに人を見よ」という名言があります。「誰のため」「何のため」の支援なのか、軸がぶれ始めると大変です。

目の前のことに集中するのが精一杯になりがちです。次の課題が「起きないようにする」「芽を摘む」の必要な支援です。

山下

住民の視点で考えた場合、「生活支援」が必要な状況は当初から。「泥出し」が終わったことと、実際の被災者の生活の状態を一緒に捉えるのは怖い事です。

坂原

活動を通して、ボランティアの一人ひとりの力は小さいかもしれませんが、被災者の生活・人生を変えられる力・動かす力にもなると強く思いました。

桑原

そうですね、ボランティアは被災者に勇気を与えてくれました。

社会福祉協議会（社協）と生活支援

坂原

名称を「復興支援センター」等に変えることは、生活支援のために、住民目線で、「次の一歩」「次の段階」に行きたいという気持ちの表れかもしれません。

山下

生活のまわりのことは、〇か×、白か黒ではなく、グレーゾーンがほとんどです。これに臨機応変に対応しうるのが、「社会福祉協議会」であり「ボランティアセンター」だと思っています。

「社協として何ができるか」を出発点にするのではなく、「被災者にとって何が必要か」を考えると。住民の生活という視点でこれまでとこれからの目を向け、その方自身にできること、支援が必要なことを一緒に考えるスタンスが大事です。

坂原

立ち止まっている被災者に対して、寄り添っていくことが大切です。陰ながら支えたり、あるいは働きかけたり。社協が最初から最後まで関わり続けることが、やがて信頼につながり、そして、地域がひとつになっていくものだと思います。

山下

「社協」は、ハブ機能みたいにならなければならない。「地域のネットワーク」にも「専門家のネットワーク」にも繋が

っていることにも期待しています。

桑原

住民の皆さんが集まり、自分たちの町をどうするか。そこが出発点。住民力のあるところは「後方支援」、動きのないところは、「社協」が「アウトリーチをして働きかける」。

「幅広く繋がっている」もしくは「繋がるための組織」が「社協」の特徴です。この良さを活かしたいですね。

将来を見据えて

桑原

あえて「子どもは住民ですか」と問いかける時があります。子どもは復興の担い手ですね。今も、将来も。世代は変わりますが、そして、新しい自治の価値観も変わるでしょう。それを抜きに復興を進めてはいけないと思います。

被災地の子どもが「自分たちに頼って」と大人に言ったエピソードがありました。保護される対象と見られがちですが、子どもたちが純粋に言った言葉が真理をついていました。自分たちが「何かに関わっていく」「作っていく」という力強いメッセージです。

10年たてば子どもたちは地域の担い手です。社協は福祉教育やボランティア学習を進めてきたのですから、被災した子どもたちに今地域で行われている市

民による様々な支援について分かりやすく伝えたり、今後の防災や福祉について学ぶ機会を提供してほしい。そして学んだ子どもたちが自分たちでできる事を考え実践していけるようにサポートしていくこともできるのではないのでしょうか。

高橋

支援は必要ですが、自助能力がある地域、あるいは住民も多いと思います。初めから「支援対象者」と見ない方がいいですね。

山下

結局、支えられっぱなしも辛いものです。お年寄りでも、それぞれ役割や役立ちの実感が必要です。

坂原

「お喋り」や「雑談」を大切にしたいですね。それが集約され、自治会とかコミュニティ形成に繋がると思えます。

高橋

同じ目線・同じ考え方で住民と接するコミュニケーションツールは必要だと思えます。そこから生まれたのが、「生活支援相談員」という制度です。

桑原

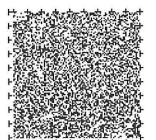
「支援の空白を作らない」という考え方が大切です。世の中、基本的には申請主義でサービスは来てくれません。そこを繋いでいくのが「生活

支援」という考え方です。「社協は皆さんをずっと応援します」という、地域福祉宣言のような発信も長期的には必要ではないかと思えます。

高橋

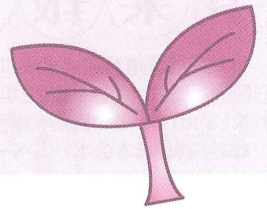
環境の変化が、住民の「生きがいづくり」「助け合い・支え合い」に繋がる。そして、地域づくりに。

被災地は大きなダメージを受けましたが、今までの支援のあり方や地域福祉をもう一度考え直し、協力をもらいながら、地域を再創造できる機会だと思えます。これからも、よろしくお願ひします。



「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を目指して

～平成23年度経営理念・経営方針・事業計画～



◆ 経営理念 ◆

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

平成23年度事業計画については、東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸部の市町村社協の災害（復興）ボランティアセンターへの長期的な支援、さらには社協の事務所機能が失われた市町村社協への支援が予想されることから、事業計画変更の可能性があります。

1 市町村社協への支援

小地域福祉活動の活性化の支援や、市町村社協地域福祉活動計画の策定の支援を行います。また、専門的な研修会や会議等を開催し、人材の育成を支援するとともに、社協実践活動委員会を組織し、福祉・生活課題等をテーマに研究を行います。

2 社会的援護を必要とする支援

- (1) 生活福祉資金貸付事業の推進
市町村社協等と連携しセーフティネット貸付としての生活福祉資金貸付事業制度を周知徹底し、ニーズに応じた貸付を行い自立支援に努めます。
- (2) 日常生活自立支援事業の充実
高齢者や障害者の方々が安心して生活が送れるよう、関係機関等と連携し支援を行います。
- (3) 制度に馴染まない方々への支援
社会福祉の制度や仕組みに馴染まない方や制度の狭間にいる方のニーズにより、関係機関等と検討・協議します。

3 県災害ボランティアセンターの体制整備

関係機関等と連携し、県災害ボランティアセンター運営の設置訓練等を実施して支援体制の整備に努めます。
また、市町村社協災害ボランティアセンターの設置運営訓練の支援や運営スタッフの育成等に努めます。

4 福祉人材の確保に向けた取り組み

宮城県福祉人材センターの機能である無料職業紹介事業を中心に施設及び事業所等への就労斡旋等に継続して取り組みます。

5 権利擁護の推進

「介護サービス情報調査事業」や「福祉サービス第三者評価事業」をとおし、情報の公表に努めます。また、福祉サービス利用に関する運営適正化委員会の設置により、利用者等からの苦情の適切な解決に努め、福祉サービスの質の向上を図ります。

6 広報活動

広報紙「福祉みやぎ」や「いきいきライフみやぎ」等で社会福祉関係の情報等について、広く発信します。

7 県社協中長期経営プランの具現化

- (1) 組織の再編
中長期経営プランに基づき、事務局組織を一部再編し、適正な運営に努めます。また、地域福祉サービスセンターに地域支援センター機能を加え、地域に密着した事業展開を目指した運営形態を構築します。
- (2) 中長期経営プランの進行管理
中長期経営プランは、県社協の平成23年度以降における事務事業の一定の方向性を示しており、その改善に向けて着実に取り組んでいくことから、担当部署ごとに5か年のアクションプラン（具体的な行動計画）を作成し、進行管理を行っていきます。

8 地域支援センター建設による事業所の拡充（予定）

在宅高齢者等の多様なニーズに対応できる地域密着型の地域支援センターを構築するため、「和風園」と「偕楽園」の移譲を機に、新組織「なごみなの里地域福祉サービスセンター」の組織下にある「地域支援センターなごみな」にて実施する事業所の建設について、平成24年4月を目途に検討します。

8 設置施設の健全な運営

- (1) 移譲を受けた宮城県立社会福祉施設の健全な運営
特別養護老人ホーム「和風園」、養護老人ホーム「偕楽園」、救護施設「太白荘」の運営にあたっては、利用者のニーズに即したサービスを提供するとともに、安心・安全に暮らせる環境づくりを重点的に取り組みます。

(2) なかやま山荘の経営改善

数値目標を掲げ、利用客の促進等に努めてきましたが、厳しい経営状況にあり経営の改善には至っておりません。そのことから、引き続き経営改善に向けて努力するとともに、社会的要請や施設の老朽化等も考慮し、その存続を含め検討を行います。

9 指定管理施設の適正な運営

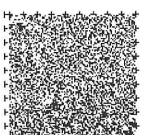
宮城県及び岩沼市から5年間の指定管理者の指定を受けた社会福祉施設等については、施設種別の目的に沿って、利用者及びその家族等のニーズに対応したサービスを提供し適正に運営を行っていきます。
なお、宮城県が次期指定管理者の公募を予定し、現在指定管理下で県社協が運営している「宮城県介護療養」・「宮城県介護研修センター」について、募集要件等により応募します。

10 人材育成への取り組み

人材育成と確保の観点から平成24年度を目途にキャリアアップと連動した職員研修体系の構築に向けて検討します。

11 より適正な法人運営の確立

より質の高いサービスを提供するとともに、的確な経営判断が可能となる体制を整備し経営機能の充実・向上、リスク管理の徹底を図ります。



県社協事務局及び指定管理者制度（以下「指定管理」という。）下で経営する社会福祉施設等の事務事業については、東日本大震災の発生により、一部実施不可能となった事務事業がりましたが、ほぼ事業計画どおりに実施することができました。

事業報告・収支決算

第157回評議員会（平成23年5月23日開催）と、第236回理事会（平成23年5月30日開催）において、平成22年度宮城県社会福祉協議会の事業報告及び収支決算が承認されましたので、その概要を報告します。

なお、詳細は本会ホームページ（http://www.miyagi-sfk.net/）でも公表しています。

1 東日本大震災への対応

平成23年3月11日午後2時46分ごろ三陸沖を震源とする東日本大震災が発生し、特に、沿岸部の市町村は地震後の大津波により多数の死者・行方不明者が出ており、誰も予想もなかった未曾有の大災害となりました。こうした中、同日夕方、県社協災害対策本部を立ち上げ、県社協が運営する社会福祉施設等の被害状況を調査した結果、幸いにも利用者や職員及び建物等には、それほど大きな被害はありませんでした。

県社協は翌3月12日に宮城県災害ボランティアセンター（以下「県災害VC」という。）を設置し、早急に被害状況を調査したところ、県内では沿岸部の14市町の被害が甚大であることが判明したことから、その市町社協を最優先にして支援活動を実施してきております。また、今回の大震災が極めて広域に及ぶため、県内内陸部の社協職員及び山形県や近畿、中国・四国プロックの社協職員等の応援を受けて、被災地の市町村災害VCの運営支援に努めました。

一方で、県災害VCでは、NPO、NGO、関係諸団体にも参加いただく協働型の支援体制に改め、被災地の市町村災害VCの運営を継続支援しております。

また、今回の大震災により被災した世帯に対して、当座の生活に必要な資金として生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付を3月27日から県内外の社協職員等の応援を頂きながら、すべての市町村で貸付相談を実施し、被災世帯の生活安定に努めました。

さらに、県主務課と連携を図りながら、高齢者や障害者等の災害弱者の指定管理施設への緊急受入れや移送等を行い、災害弱者のニーズに合わせた支援を行いました。

そうした中で、県社協の取り組みは大震災への対応を最優先とし、通常の事務事業等は、緊急の事業等を除いて全て中止又は

延期として、被災地の市町村災害VCの支援や緊急小口資金の貸付けに取り組みしました。

2 実施した事務事業の概要

宮城県の指定管理下で、県社協が運営していた県立社会福祉施設の救護施設「宮城県太白荘」、特別養護老人ホーム「宮城県和風園」、養護老人ホーム「宮城県倍楽園」について、民間へ移譲する公募があり、応募した結果、いずれの施設も県社協に移譲されることに決定されました。また、現在指定管理下で県社協が運営している県立社会福祉施設の障害者支援施設「宮城県第二啓佑学園」「宮城県船形コロニー」、知的障害児施設「宮城県啓佑学園」、在宅心身障害者保養施設「宮城県七ツ森希望の家」、また、岩沼市障害者地域活動支援センター「やすらぎの里」、岩沼市知的障害者通所授産施設「ひまわりホーム」、岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設「トレーニングホーム」も同様に公募があり、応募した結果、宮城県及び岩沼市から引き続き指定管理者の指定を受けました。

そうした中で、生活福祉資金貸付の需要の高まりは継続しており、迅速な審査及び貸し付けに努めました。また、市町村社協に預かり金等の実態調査の実施や文書でチェック体制のあり方などを注意喚起するとともに、市町村社協の事務局長を対象に研修会を開催しました。

なお、平成22年度事業計画に基づく、経営方針ごとに実施した事務事業の概要は次のとおりです。

経営方針1 地域福祉を総合的に推進します

市町村社協が行う地域福祉活動計画の策定にあたっては、連絡会の開催や職員を策定委員として派遣するとともに、3市町村協を指定して福祉教育を切り口とした「小地域福祉活動」の活性化事業に取り組みま

した。また、地域住民等に対し生活支援型の充実をめざしている市町村社協には、日常生活自立支援事業等の事例集を作成し、配布を行いました。

社会的援護を必要とする方々へ福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、生活福祉資金貸付事業、各種相談事業を実施し、自立生活に向けた支援を行いました。また、中国帰国者が自立し地域への定着を図るため、東北6県自治体や民間団体等とのネットワークを構築し、研修会や交流会等を実施するとともに、中国帰国者のニーズに合わせて日本語学習や就労などの支援を実施しました。

高齢者の社会参加を促進するため、宮城いきいき学園の運営やシルバースポーツ振興事業（ねんりんピック派遣選考）等を実施しました。また、学園卒業後の社会貢献活動の一助を目的に県内5か所で公開講座を開催しました。

福祉諸団体の支援については、共に地域を支える民生委員児童委員への階層別研修の実施や、福祉諸団体からの要望をまとめ、7月下旬に国及び県に対し「平成22年度福祉施策に対する要望等について」を提出しました。

有事の際に市町村災害VCにおいて災害救援活動を迅速に行うため、その災害VCを運営する中核者研修やスタッフ養成研修をはじめ、市町村災害VCの設置運営訓練を実施しました。また、県災害VCでは市町村災害VCの支援を円滑に行うため、9.1県総合防災訓練に合わせて、県職員及びNPO法人職員と連携し、その運営訓練を実施しております。

経営方針2 福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します

福祉人材無料職業紹介の仕事の斡旋をはじめ、就職フェア及び福祉の仕事移動相談会等を実施するとともに、福祉・人材マッチング事業、複数事業所連携事業、職場

体験事業などを展開し、福祉人材の確保に努めました。また、人材の育成にあたっては、介護支援専門員関係研修や社会福祉従事者研修等を実施しました。

さらに、国の福祉・介護処遇改善交付金事業を活用して処遇改善に取り組み施設・事業所を対象として、キャリアパスの要件等の届出に対応するための研修会を実施しました。

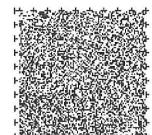
経営方針3 福祉サービス利用者等の権利擁護活動を推進します

宮城県から高齢者権利擁護推進事業を継続受託し、身体拘束相談窓口の設置による相談や身体拘束廃止基礎研修・事例研修等を実施するとともに、調査機関として福祉サービス第三者評価事業及び介護サービス情報調査事業を実施し、施設・事業所が提供する福祉サービスの質の向上に努めました。

また、福祉サービス利用に関する運営適正化委員会を設置し、調査・助言・斡旋等を行いました。また、事業者と第三者委員を対象に苦情相談に関する研修会を実施し、この制度の趣旨の理解促進に努めました。

経営方針4 指定管理施設等の適正な運営を行います

社会福祉施設等においては、生活の質の向上を視点に、ケアプラン（個別支援計画）を作成し、自立した生活が送れるよう支援に努めました。また、障害者支援施設の「船形コロニー」「第二啓佑学園」では障害者自立支援法に基づく新事業体系の試行を実施すると共に、地域で暮らす障害者等のニーズに合わせて、ケアホームや生活介護事業所を運営するなどの支援の充実を図っています。



セーフティネット機能として、緊急的な支援を必要とする高齢者や障害者等を適宜施設等で受け入れて、そのニーズに合わせて支援を行っています。

経営方針5 適正な法人運営と運営基盤の強化を図ります

コンプライアンス(倫理・法令遵守)経営を基本に、適正な法人運営をめざし、利用者の生活実態やニーズ等に合わせ適宜、規則、規程の改正や倫理綱領、具体的行動計画等の見直しをすると共に、リスクマネジメント部会ではヒヤリハット体験報告や事故の分析等を行い、経営上のリスク管理の徹底に努めました。

経営機能の充実・強化を図るため、理事会、評議員会の開催をはじめ、監事による定期監査や各種事業の自己評価を実施しました。また、5月に策定した中長期経営プランに基づき、今後は各部署でアクションプランを作成し、その進行管理を行い、主体的・効率的経営の確立に取り組むことになっていきます。

職員育成に関しては、階層別研修に基づいた研修や権利擁護研修等を実施し資質の向上に努めました。老人休養ホームなかやま山荘では、健全な経営をめざし、イベント宿泊プランの企画や広報宣伝などの活動を展開し、利用者の確保に努めました。東日本大震災後は、さらに利用客が落ち込み、経営改善はかなり難しい状況にあることから、今後は経営存続の可否についても視野に入れながら検討していくことになっています。

一般会計資金収支計算書

(自)平成22年4月1日 (至)平成23年3月31日 (単位:円)

Table with columns: 勘定科目, 予算額, 決算額, 差異, 備考. Rows include 収入 (会費収入, 寄付金収入, etc.) and 支出 (人件費支出, 事務費支出, etc.)

一般会計事業活動収支計算書

(自)平成22年4月1日 (至)平成23年3月31日 (単位:円)

Table with columns: 勘定科目, 当年決算額, 前年度決算額, 増減. Rows include 収入 (会費収入, 寄付金収入, etc.) and 支出 (人件費支出, 事務費支出, etc.)

一般会計貸借対照表 平成23年3月31日現在

(単位:円)

Table with columns: 勘定科目, 当年度末, 前年度末, 増減. Rows include 流動資産 (現金預金, 普通預金, etc.), 固定資産 (建物, 基本財産, etc.), and 負債 (流動負債, 固定負債, etc.)

脚注 1. 減価償却費の累計額 482,640,125円 2. 徴収不能引当金の額 0円

※各特別会計の決算については、本会ホームページ (http://www.miyagi-sfk.net/) でご覧になれます。

県社協事務局の事業案内

「働きたいあなた」と「がんばる福祉の職場」を応援します!

★宮城県福祉人材センター★ TEL022(262)9777

「福祉の仕事がしたい」方と「職員を採用したい」事業所等の橋渡し役として、「福祉人材無料職業紹介事業」を実施しています。福祉の職場説明会や移動相談会も行っています。

福祉の職場を体験してみませんか?

「職場体験事業」は、福祉の職場の日常的な業務等の体験をとおして、業務内容や自分の適性、職場の雰囲気やサービス内容など、福祉の仕事に対する理解を深めてもらうための事業です。

開所日 平日・第3土曜日(午前9時～午後5時)
※土・日・祝日、年末年始はお休みです。

一人で悩みを抱え込まないで

★総合相談センター★ TEL022(223)1165

高齢者・障害者(児)やその家族等が抱える様々な悩み事・心配事等に相談員が応じます。相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。その他、市町村社協と共催で地域に出向いて開催する「巡回相談」や、弁護士による「特別電話相談」も行っています。

このようなことで悩んでいませんか?

- 日常生活や福祉サービス、健康管理や家庭介護について
- 精神面や認知症の予防、治療について
- 相続、財産、扶養等の法律について など

市町村社協ボランティアセンター機能の充実を図ります!

★みやぎボランティア総合センター★
TEL022(222)0010

市町村社協が行うボランティアセンターの運営や事業を支援するとともに、ボランティア活動やボランティア保険、寄附・仲介に関する相談を行います。また、ボランティアコーディネーターや地域福祉活動推進者育成の研修を行う他、大規模災害時に備え、市町村社協と協働で災害ボランティアセンター設置運営訓練や同センター運営スタッフ研修などを実施し、宮城県内での災害ボランティアセンターの体制整備を進めます。

多彩な企画!シニア世代の会員制サロン

★いきいきSUNクラブ事務局★ TEL022(223)1171

いきいきSUNクラブでは、年間100本を超える行事やサークルの中から、好きなものを選んで参加できる、会員制のサロンです。年6回発行の会員紙「SUNクラブニュース」で、行事や旅行等の企画をご案内。

目移りする企画から一例をご紹介します!

「絵手紙サークル」「手品教室」「社交ダンスサークル」「料理教室」「遊墨アート」「英会話」「日帰り登山」「街並み散策」「ミュージカル」「歌舞伎」「コンサート」

【入会資格】県内に在住またはお勤めの55歳以上の方
入会金なし年会費 個人3,000円 夫婦4,000円

生活福祉資金貸付制度で経済的自立を促進

★生活資金係★ TEL022(225)8478

生活福祉資金貸付制度とは、低所得・障害者・高齢者世帯に、資金をお貸しすることで、経済的自立や生活意欲の助長促進を図ることを目的にした制度です。

【生活福祉資金の種類】

- 総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)
- 福祉資金(福祉費・緊急小口資金)
- 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)
- 不動産担保型生活資金(不動産担保型生活費・要保護世帯向け不動産担保型生活費)

「まもりーぶ」であなたの安心お手伝い

★みやぎ地域福祉サポートセンター★

認知症高齢者や知的・精神障害等のある方で、日常生活に不安のある方へ、生活支援員が定期的に訪問し、相談に応じながら必要なサポートを行います(有料)。

このようなサービスを行います!

- 福祉サービス利用のお手伝い ●日常的な金銭管理のお手伝い
- 書類等預かりのお手伝い

【各サポートセンターの電話番号】

本部・仙台地域福祉サポートセンター	022(212)3388
仙南地域福祉サポートセンター	0224(86)3811
大崎地域福祉サポートセンター	0229(23)7188
栗原地域福祉サポートセンター	0228(21)2245
登米地域福祉サポートセンター	0220(21)5380
石巻地域福祉サポートセンター	0225(96)2531
気仙沼・本吉地域福祉サポートセンター	0226(23)1182

学習・スポーツ・文化!地域リーダーの育成

★いきいき学園★ TEL022(225)8477

宮城いきいき学園は、60歳以上の健康で学習意欲のある方が通う学園です。1学年40人の2学年制で、県内に5校あります(仙南校、大崎校、石巻校、気仙沼・本吉校、登米・栗原校)。

学園生活ではこのようなことをしています!

「くらしのマナー・法律講座」「長寿のための栄養学講座」「文化祭」「修学旅行」「パソコン」「俳句」「太極拳」「社交ダンス」

【入学資格】県内に在住するおおよそ60歳以上で、2年間継続して受講が可能の方。

中国帰国者のご家族の生活を応援します

★東北中国帰国者支援・交流センター★
TEL022(263)0948

中国帰国者や同伴した二世・三世の皆さんが、日本の言葉や文化、生活習慣になじめるように、社会的自立に向けた支援をします。

このようなサポートをしています!

- 日本語学習 ●交流のための各種教室
- 生活・就業相談

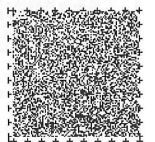
日常生活や就労に関する悩みに専門相談員が対応。

中国語のできる相談員もいます。

【TEL022(223)1152】

開所時間: 8:30 ~ 17:15

※日曜日、祝祭日、年末年始は除きます。



県社協事務局の事業案内

シニアのスポーツと文化を推進します!

★宮城いきいき高齢者センター★ TEL022(223)1171

高齢者のスポーツ・文化の全国大会“全国健康福祉祭(ねんりんピック)”に選手を派遣するほか、高齢者の創作による美術作品を募集・展示します。

■第24回 ねんりんピック2011熊本

平成23年10月15日(土)～18日(火)

種目例 卓球、テニス、ソフトボール、ゲートボール、サッカー、囲碁、将棋など

■第19回宮城県シニア美術展(日本画・洋画・書・写真・工芸)

申込期間…7月初旬～10月中旬 作品展示…12月1日～4日

展示場所…宮城県美術館県民ギャラリー

県内の福祉従事者等の研修機関

★研修課★ TEL022(225)8479・022(216)5382

福祉従事者の体系的な現任研修や専門研修を企画・実施します。平成23年度の研修予定は本会ホームページに掲載するほか、関係事業所にはその都度ご案内します。

このような研修を企画します!

- 行政・社会福祉施設職員向けの研修 ㊟「保健福祉行政中堅・指導監督職員研修」
- 民生委員児童委員向けの研修 ㊟「新任民生委員児童委員研修」
- 資格関連の研修 ㊟「介護支援専門員実務・専門・更新研修」

社会福祉事業者の経営相談窓口

★総合相談センター★
022(290)1210

社会福祉事業の経営相談に応じます

本会職員のほか、弁護士(法律)・公認会計士(会計)・社会保険労務士(労務)が相談に応じます(事前予約制)。

○このようなお悩みありませんか?

- 法人運営・施設運営について
- 労務管理について
- 会計・税務について
- 安全・衛生管理について など

宮城県福祉サービス第三者評価機関

社会福祉事業者が提供するサービスの内容について、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場で評価します。

【本会が評価できる事業所】

- 保育所 ●児童養護施設 ●乳児院
- 児童自立支援施設 ●母子生活支援施設
- 情緒障害児短期治療施設

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償



ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

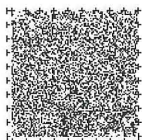
- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。
●この案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。



団体
契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763



施設・事業所・事業の紹介



本会が運営する施設等の概要を紹介します。

地域福祉サービスセンターとは、その組織内にある施設・事業所・各種事業が一体的に高齢者・障害児者等の地域生活支援等に取り組むための運営形態です。また、各地域福祉サービスセンター内に地域支援センターを設置し、主に相談支援や生活介護・共同生活介護（共同生活援助）事業等を展開します。

地域支援センター ぱれっと

在宅の障害児（者）の地域生活を総合的に支援する相談窓口。

〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字南金谷下8-7
TEL022 (344) 3596/FAX022 (344) 3595

■生活介護 ■共同生活介護・共同生活援助 ■相談支援
■市町村障害者相談支援事業 ■宮城県障害児等療育支援事業（仙台圏域）

〒981-0103 宮城郡利府町森郷字蓮沼52-3
TEL/FAX022 (767) 6646

〒989-2432 岩沼市中央二丁目5-26
TEL0223 (24) 1712/FAX0223 (25) 4590

■相談支援 ■市町村障害者相談支援事業
■宮城県障害児等療育支援事業（仙台圏域）

障害者就業・生活支援センター わ〜く

〒989-2432 岩沼市中央二丁目5-26
TEL0223 (25) 4580/FAX0223 (25)4590

障害者の職場実習や就労、職場定着に至るまで、働くこと・生活全般にわたる総合的な支援をします。障害者雇用をする事業主への情報提供・相談も行います。■障害者就業・生活支援センター事業（仙台圏域）

県北地域福祉サービスセンター

精神障害者社会復帰施設 宮城県援護寮

定員/20人
短期入所2人

〒989-6117 大崎市古川旭五丁目7-21
TEL0229 (23) 1513/FAX0229 (23) 1562

精神障害者（入院治療の必要はないが地域生活を送る上で支援を要する方）へ、一定期間の入所型生活訓練を行います。■短期入所 ■宮城県精神障害者自立支援事業（地域生活体験事業） ■精神障害者夜間等電話相談

地域支援センター ほほえみ

「時や」〒989-6162 大崎市古川駅前大通一丁目5-18
TEL0229 (21) 1273/FAX0229 (21) 0272

■共同生活介護・共同生活援助 ■相談支援（精神障害）
■市町村障害者相談支援事業（精神障害）

障害者就業・生活支援センター 「Link」

〒989-6162 大崎市古川駅前大通一丁目5-18
TEL0229 (21) 7466/FAX0229 (21) 0272

障害者の職場実習や就労、職場定着に至るまで、働くこと・生活全般にわたる総合的な支援をします。障害者雇用をする事業主への情報提供・相談も行います。■障害者就業・生活支援センター事業（大崎圏域）

○宮城県指定管理者施設

以下の施設は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、引き続き宮城県より指定を受け、本会が指定管理者として運営します。

■障害者支援施設 宮城県船形コロニー ■在宅心身障害者保養施設 宮城県七ツ森希望の家 ■知的障害児施設 宮城県啓佑学園 ■障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園

以下の施設は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、宮城県より指定を受け、本会が指定管理者として運営しています。

■精神障害者社会復帰施設 宮城県援護寮
■介護研修施設 宮城県介護研修センター

障害者支援施設 宮城県船形コロニー 定員/300人 短期入所10人

〒981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢21
TEL022 (345) 3282/FAX022 (345) 3984

おおくら園・かまくら園・とがくら園・なでくらセンター・地域移行推進部 重度知的障害者への日中活動・生活の支援、地域生活移行の取り組みを行っています。■短期入所 ■日中一時支援事業 ■知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業 ■自立訓練ホーム

まつくらセンター 定員/19人

知的障害者の福祉的就労の場です。

介護研修施設 宮城県介護研修センター

〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字上敷19-7
TEL0229 (56) 9608/FAX0229 (56) 9763

一般の方や福祉従事者を対象に、年間を通した各種介護講座や、住宅改修等の研修を行っています。多種多様な福祉用具・介護機器を展示するほか、福祉用具に関する専門的な相談支援も行っています。

仙台北地域福祉サービスセンター

在宅心身障害者保養施設 宮城県七ツ森希望の家 定員/80人 短期入所3人

〒981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢21
TEL/FAX022 (345) 3701

在宅の障害児（者）と家族の保養の場。レクリエーションやボランティア育成、福祉教育活動の支援等も行います。福祉レクリエーション有資格スタッフの派遣も行っています。■短期入所 ■日中一時支援事業

重症心身障害児(者)通園事業(B型) 「ふわり」 定員/1日5人 (登録制)

在宅の重症心身障害児（者）へ、日常生活動作の訓練やレクリエーション、季節の行事を取り入れた日中活動の場を提供しています。

宮城県ボランティア活動総合補償制度並びに 宮城県地域福祉総合補償制度にご加入の皆様へ

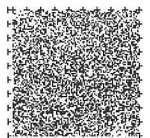
この度の東日本大震災により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復興をお祈り申し上げます。お客さまからの被災状況に関するご連絡につきましては取扱代理店にて承っております。また、23年度の継続手続きにつきましては「継続契約の締結手続きの猶予」の特別措置が実施されており最長2011年9月末日まで手続きが猶予されております。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

みやぎボランティア総合センター
三井住友海上火災保険株式会社
(株)オンワード・マエノ

TEL022-222-0010
TEL022-221-3171
TEL022-286-6118



※この制度の各補償は宮城県社会福祉協議会が保険会社と締結した保険約款により行います。

岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設 トレーニングホームたてした

定員/4人

※お問い合わせは「ひまわりホーム」へ。

家族と同居する知的障害者の方が、グループホーム等での生活を目指し、一軒家で宿泊型トレーニングを行います（日中は職場や施設に通います）。1泊から段階を踏み、家族と離れる体験は自立心を養います。■知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業

地域支援センター いわぬま

■共同生活介護・共同生活援助 ※お問い合わせは「ひまわりホーム」へ。

○本会設置施設

和風園・偕楽園・太白荘は、平成23年4月1日から宮城県より移譲を受け、本会が設置・運営します。

■特別養護老人ホーム 和風園 ■養護老人ホーム 偕楽園
■救護施設 太白荘 ■老人休養ホーム なかやま山荘

なごみなの里地域福祉サービスセンター

特別養護老人ホーム 和風園

定員/200人
短期入所20人

〒981-3623 黒川郡大和町小野字前沢1番地
TEL022 (346) 2229/FAX022 (346) 2305

要介護高齢者へ日常生活等の支援をします。■短期入所生活介護 ■逆デイサービス~和風園なごみな ■宮城県仙台市老人福祉施設協議会高齢者緊急ネットワーク

養護老人ホーム 偕楽園

定員/80人

〒981-3623 黒川郡大和町小野字前沢31-1
TEL022 (346) 2221/FAX022 (346) 2222

養護を必要とする高齢者へ日常生活等の支援をします。■外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 ■生活管理指導短期宿泊事業

地域支援センター なごみな

TEL022 (346) 2229

■通所介護 ■居宅介護支援 ■身体拘束相談窓口 ■介護サービス情報の公表に関する調査事業 ■共同生活介護・共同生活援助

仙台西地域福祉サービスセンター

救護施設 太白荘

定員/100人

〒982-0215 仙台市太白区旗立二丁目3-1
TEL022 (245) 3721/FAX022 (245) 3722

生活保護法に基づき、身体・精神上の障害で自立生活が困難な方へ生活の場を提供し支援します。精神障害者の社会的入院の解消も支援します。

地域支援センター はたため

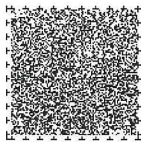
TEL022 (245) 3721 ■共同生活介護・共同生活援助

老人休養ホーム なかやま山荘

定員/130人

〒989-6832 大崎市鳴子温泉字星沼19-24
TEL0229 (87) 2101/FAX0229 (87) 2522

中山平温泉郷の豊かな自然と、硫黄の香り漂う通称「うなぎの湯」が自慢の温泉宿。「一度試せばくせになる」納得の温泉です。高齢者・障害者が利用しやすく、料金も優遇。ヘルパーの資格を持つ従業員がおり、サービスも安心です。
○無料シャトルバスもご利用ください！



県中央地域福祉サービスセンター

〒981-3213 仙台市泉区南中山五丁目2-1
TEL022 (379) 5001/FAX022 (379) 5010

知的障害児施設 宮城県啓佑学園

定員/60人
短期入所4人

知的障害児の保護・療育及び生活の支援をします。

■短期入所 ■日中一時支援事業

障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園

定員/30人
短期入所3人

重度知的障害者への日中活動・生活を支援し、地域生活移行の取り組みを行っています。

■短期入所 ■日中一時支援事業

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

TEL022 (376) 5306

発達障害児(者)や家族、支援に関わる方の相談に応じ、発達(療育)支援、就労支援、啓発・研修等を行います。利用料は無料、仙台市以外の方が対象です。

地域支援センター しんぼし

TEL022 (379) 5005

■生活介護 ■共同生活介護

○岩沼市指定管理者施設

以下の施設は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、引き続き岩沼市より指定を受け、本会が指定管理者として運営します。

■岩沼市障害者地域活動支援センター やすらぎの里
■岩沼市知的障害者授産施設 ひまわりホーム
■岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設 トレーニングホームたてした

仙台南地域福祉サービスセンター

岩沼市障害者地域活動支援センター やすらぎの里

定員/15人
短期入所2人

〒989-2427 岩沼市里の杜三丁目5-22
TEL0223 (25) 5190/FAX0223 (23) 6350

在宅の障害児(者)の方を対象に、日中活動の場を提供。ホームヘルパー派遣や家族のレスパイトサービスも行っています。■居宅介護(身体・知的・精神障害) ■移動支援事業 ■短期入所 ■日中一時支援事業

岩沼市知的障害者通所授産施設 ひまわりホーム

定員/35人
短期入所2人

〒989-2427 岩沼市里の杜三丁目5-22
TEL0223 (24) 5841/FAX0223 (24) 5842

知的障害者の方の福祉的就労の場。作業を通して、働く喜びや就労のための基本的な力を育みます。■短期入所

食楽館ひまわり グリーンピア岩沼内にあるラーメンがおいしいレストラン。就労訓練として、ひまわりホーム利用者が接客等に励んでいます。



「うちは財産が少ないから相続なんて関係ないわ？」
なんて思っていないですか…?

相続は早めの早めの準備が万が一の際に慌てない秘訣です。

- 身内に万が一のことがあった時、まず何から手をつけたいのだろうか？
- そもそも相続手続って、一体何をすれば良いのだろうか？
- 家や財産を引継ぐ場合、円満に分けるにはどうすれば良いのだろうか？
- 身内でもめないために、今からできることはあるのだろうか？
- 相続税がかかるのかからないのか？事前に専門家に相談したい



仙台相続サポートセンター

運営：みらい創研グループ 税理士・行政書士 山本藤郎 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目8番24号

0120-957-339

仙台相続サポートセンター 検索
http://www.sendai-souzoku.com/

宮城県社会福祉協議会の連絡先一覧

法人事務局				管理経営施設・設置施設				
総務部	総務課	総務係	022-225-8476	障害者支援施設	宮城県船形コロニー	022-345-3282		
		職員係		精神障害者社会復帰施設宮城県援護寮		0229-23-1513		
	企画・財務課	企画係	022-263-4744	県北地域福祉サービスセンター	地域支援センターほほえみ	時や	0229-21-1273	
		財務係	022-263-0949		障害者就業・生活支援センター Link		0229-21-7466	
地域福祉部	地域福祉課	施設管理係	022-263-4744	仙台北地域福祉サービスセンター	在宅心身障害者保養施設宮城県七ツ森希望の家		022-345-3701	
		地域福祉推進係	022-263-4144		ばれっとよしおか		022-344-3596	
	生活支援課	みやぎボランティア総合センター	022-222-0010	地域支援センターばれっと	ばれっとさんのう		022-767-6646	
		生活資金係	022-225-8478	ばれっとさとのもり		0223-24-1712		
	総合相談課	みやぎ地域福祉サポートセンター	022-212-3388	県中央地域福祉サービスセンター	知的障害児施設宮城県啓佑学園		022-379-5001	
		総合相談センター	022-290-1210		障害者支援施設宮城県第二啓佑学園			
		相談専用ダイヤル	022-223-1165		発達障害者支援センター宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」		022-376-5306	
		宮城県福祉人材センター	022-262-9777		地域支援センターしんぼし		022-379-5005	
人材育成部	研修課	東北中国帰国者支援・交流センター	022-263-0948	宮城県介護研修センター		0229-56-9608		
		研修第一係	022-216-5382	地域活動支援センター岩沼市障害者地域活動支援センターやすらぎの里		0223-25-5190		
いきいき健康課	いきいき学園	022-225-8477	仙台南地域福祉サービスセンター	知的障害者授産施設(通所)岩沼市知的障害者通所授産施設ひまわりホーム				
	宮城いきいき高齢者センター	022-223-1171		岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設トレーニングホームたてした		0223-24-5841		
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会			022-716-9674	地域支援センターいわぬま				
				なごみなの里地域	特別養護老人ホーム和風園	022-346-2229		
				福祉サービスセンター	養護老人ホーム借楽園	022-346-2221		
				地域支援センターなごみ		022-346-2229		
				仙台西地域福祉サービスセンター	介護施設太白荘		022-245-3721	
				地域支援センターはたて				
				老人休養ホームなかやま山荘		0229-87-2101		

たくさんの真心
ありがとうございます
ございます

下記の方々から本会に寄附・支援金をいただきました。本当にありがとうございました。

東日本大震災に関する寄附・支援金

平成23年6月9日	カワラタニ ミチコ	50,000円
平成23年6月13日	古賀 正明	300,000円
平成23年6月30日	埼玉県老人福祉施設協会	3,992,173円

(社福)鳥取県社会福祉協議会、(社福)神奈川県社会福祉協議会、(社福)愛媛県社会福祉協議会、(社福)徳島県社会福祉協議会、(社福)高知県社会福祉協議会、(社福)香川県社会福祉協議会、(社福)北海道社会福祉協議会、(社福)全国社会福祉協議会
以上の都道府県社協等から総額6,600,000円の寄附・支援金をいただきました。

(6月末日現在 敬称略)

皆さまからお寄せいただいた多額の寄附金・支援金について7月15日(金)に配分委員会(第1次配分)が開催され、各被災市町村社協に対して総額118,000,000円を7月中旬に分配いたしました。各市町村社協において今回の震災からの復興支援のために活用させていただきます。ありがとうございました。長期的な支援を続けるためにも今後とも皆様のご支援をお願いします。

宮城県介護研修センターからのお知らせ

音楽療法講座のご案内

①公開講座

内容:実技を通して音楽療法の実践のしかたを学びます
日程:8月30日(火)午後2時~午後4時
定員:50名(先着順)
受講料:無料

②入門コース(全6回)

内容:高齢者介護やボランティア活動に役立つ音楽療法の正しい実践方法を学びます
日程:10月3日(月)・10月17日(月)・10月27日(木)・11月10日(木)・11月24日(木)・12月12日(月) 午前10時~午後3時
定員:20名(先着順) 受講料:3万円

講師:日本音楽療法学会認定音楽療法士 高山仁氏 猪狩裕史氏 会場:宮城県介護研修センター(大崎市鹿島台)
申込方法:電話(0229-56-9608)又はホームページ(http://www6.ocn.ne.jp/~kenkaigo/)から申込できます
※入門コースは申込者が15名未満の場合は開催しませんのでご了承ください

高齢者のための専門(法律)相談

□特別電話相談=弁護士による電話相談(事前予約制)

相談日	平成23年 9月28日(水)・29日(木)
相談時間	午前10時~正午 / 午後1時~3時(一人30分)

予約受付・お問い合わせ
総合相談センター
TEL022-223-1165

皆様からのご意見・ご感想をお待ちしています。
また、取り上げてほしい内容や情報等を是非お寄せください。
TEL 022-263-4744 FAX 022-268-5139 E-mail : zimukyoku@miyagi-sfk.net

